

第百十二回国会 社会労働委員会 議 院 議 録 第十一号

昭和六十三年四月二十八日(木曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 稲垣 実男君

理事 高橋 辰夫君

理事 丹羽 雄哉君

理事 池端 清一君

理事 相沢 英之君

理事 伊吹 文明君

理事 今井 勇君

理事 小沢 辰男君

理事 大野 功統君

理事 近藤 鉄雄君

理事 自見庄三郎君

理事 竹内 黎一君

理事 堀内 光雄君

理事 持永 和見君

理事 大原 亨君

理事 河野 正君

理事 永井 孝信君

理事 大橋 敏雄君

理事 吉井 光昭君

理事 児玉 健次君

出席國務大臣

厚生大臣 藤本 孝雄君

出席政府委員

厚生大臣官房総務審議官 黒木 武弘君

厚生省健康政策局長 仲村 英一君

厚生省保健医療局長 北川 定謙君

厚生省保健医療局老人保健部長 岸本 正裕君

厚生省社会局長 小林 功典君

委員外の出席者

社会労働委員会 石川 正暉君
調査室長

委員の異動

四月二十六日

辞任 箕輪 登君

同月二十七日

辞任 片岡 武司君

同日

辞任 自見庄三郎君

同日

辞任 高橋 一郎君

同日

辞任 中山 成彬君

同日

辞任 三原 朝彦君

同日

辞任 木村 守男君

同日

辞任 橋本龍太郎君

同日

辞任 福島 讓二君

同日

辞任 山崎 拓君

同日

辞任 木村 義雄君

同日

辞任 自見庄三郎君

同日

辞任 石破 茂君

同日

辞任 遠藤 武彦君

同日

四月二十五日

国立腎センター設立に関する請願(矢追秀彦君紹介)(第一六六五号)

難病患者などの医療及び生活保障等に関する請願外一件(矢追秀彦君紹介)(第一六六六号)

高齢者の就労対策の充実に関する請願(五十嵐広三君紹介)(第一六六七号)

同外三件(池端清一君紹介)(第一六六八号)

同(石橋大吉君紹介)(第一六六九号)

同外二件(石橋政嗣君紹介)(第一六七〇号)

同(若垂喜男君紹介)(第一六七一号)

同(上原康助君紹介)(第一六七二号)

同(小川国彦君紹介)(第一六七三号)

同外一件(小野信一君紹介)(第一六七四号)

同外一件(緒方克陽君紹介)(第一六七五号)

同外一件(岡田利春君紹介)(第一六七六号)

同(金子みつ君紹介)(第一六七七号)

同(川崎寛治君紹介)(第一六七八号)

同(川俣健二郎君紹介)(第一六七九号)

同外二件(河野正君紹介)(第一七八〇号)

同外一件(小林恒人君紹介)(第一七八一号)

同(佐藤敬治君紹介)(第一七八二号)

同外一件(坂上富男君紹介)(第一七八三号)

同(渡沢利久君紹介)(第一七八四号)

同(新村勝雄君紹介)(第一七八五号)

同(田口健二君紹介)(第一七八六号)

同(田中恒利君紹介)(第一七八七号)

同外二件(中沢健次君紹介)(第一七八八号)

同(細谷治嘉君紹介)(第一八九〇号)

同(三野優美君紹介)(第一八九〇号)

同(水田裕君紹介)(第一八九一号)

同外一件(安井吉典君紹介)(第一八九二号)

同(吉原米治君紹介)(第一八九三三三)

同(若佐恵美君紹介)(第一八九四四)

同外二件(緒方克陽君紹介)(第一八九五五)

同外二件(川崎寛治君紹介)(第一八九六六)

同外三件(河野正君紹介)(第一八九七七)

同(辻一彦君紹介)(第一八九八八)

同(藤原ひろ子君紹介)(第一八九九九)

同外一件(細谷治嘉君紹介)(第一九七九七号)

同(山花貞夫君紹介)(第一九七九八号)

国民健康保険法の改悪反対に関する請願(川俣健二郎君紹介)(第一九七九九号)

同外一件(矢追秀彦君紹介)(第一九八〇〇号)

同(岡崎万寿君紹介)(第一九八〇九号)

同(川俣健二郎君紹介)(第一九八一〇号)

肢体障害者の生活保障等に関する請願(吉井光昭君紹介)(第一九八六一号)

カイロプラクティック等の医療類似行為に関する請願(冬柴鉄三君紹介)(第一九八七号)

国民健康保険法改悪反対等に関する請願(田中美智子君紹介)(第一九八七七号)

同(矢島恒夫君紹介)(第一九八七八号)

福祉の国庫負担金の削減反対等に関する請願(吉井光昭君紹介)(第一九八八九号)

医療費抑制反対及び医療と福祉の拡充に関する請願(安藤肇君紹介)(第一九八九九号)

国民健康保険制度改悪反対等に関する請願(石井郁子君紹介)(第一九八〇〇号)

同外一件(児玉健次君紹介)(第一九八〇一号)

同(瀬長亀次郎君紹介)(第一九八〇二号)

同(田中美智子君紹介)(第一九八〇三三)

同(中島武敏君紹介)(第一九八〇四四)

同(野間友一君紹介)(第一九八〇五五)

同(松本善明君紹介)(第一九八〇六六)

同(矢島恒夫君紹介)(第一九八〇七七)

同(山原健二郎君紹介)(第一九八〇八八)

同月二十六日

高齢者の就労対策の充実に関する請願外一件(阿部末喜男君紹介)(第一九八三三三)

同(上田哲君紹介)(第一九八三九九)

同(小澤克介君紹介)(第一九八四〇〇)

同(川俣健二郎君紹介)(第一九八四一一)

同(佐藤敬治君紹介)(第一九八四二二)

第一類第七号

社会労働委員会議録第十一号

昭和六十三年四月二十八日

案(内閣提出第五四号)(参議院送付)

同(沢藤礼次郎君紹介)(第一八四三号)

同外一件(馬場昇君紹介)(第一八四四号)

同(村山富市君紹介)(第一八四五号)

同外一件(井上泉君紹介)(第一八六八号)

同(工藤晃君紹介)(第一九二二号)

同(瀬長亀次郎君紹介)(第一九二二号)

同(川俣健二郎君紹介)(第一九六二号)

同外七件(関山信之君紹介)(第一九六三三三)

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(武部勤君紹介)(第一八四六号)

国立腎センター設立に関する請願(北川正恭君紹介)(第一八四七号)

同(浅井美幸君紹介)(第一九六五号)

同(春田重昭君紹介)(第一九六六号)

同(渡部一郎君紹介)(第一九六七号)

国民健康保険法の改悪反対に関する請願(川俣健二郎君紹介)(第一八四八号)

同(安藤巖君紹介)(第一九二五号)

同(浦井洋君紹介)(第一九二六号)

同(金子満広君紹介)(第一九二七号)

同(田中美智子君紹介)(第一九二八号)

同(田邊誠君紹介)(第一九六八号)

医療費抑制反対及び医療と福祉の拡充に関する請願(安藤巖君紹介)(第一九二九号)

同(柴田弘君紹介)(第一九六四号)

国民健康保険制度改悪反対等に関する請願(児玉健次君紹介)(第一九二四号)

国民健康保険法の一部を改正する法律案反対に関する請願(柴田弘君紹介)(第一九六〇号)

保育制度の維持、充実に関する請願(越智通雄君紹介)(第一九六一号)

国民健康保険法改悪反対等に関する請願(柴田弘君紹介)(第一九六九号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号)

社会福祉・医療事業団法の一部を改正する法律

○稲垣委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、厚生年金保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、去る二十一日、質疑を終局いたしました。

これより討論に入りますのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

厚生年金保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○稲垣委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○稲垣委員長 次に、内閣提出、参議院送付、社会福祉・医療事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。河野正君。

○河野(正)委員 社会福祉・医療事業団法一部改正に對します質疑を行うわけですが、与えられた時間が非常に短いものですから、御親切は結構ですけれども、お答えの方はひとつ簡単にお願いします。こ

で時間の制約がございますからいろいろ申し上げることができませんので、まず最初に、この法改正に對します基本的な点についてお尋ねをしたいと思います。

そこで、改正の目的が、一つは人口の急速な高齢化、それから第二には家庭における介護能力の低下、第三には年金制度の成熟に伴い福祉サービスの二つの多様化、こういうことでござい

ます。そしてこれに對してどう対応していくかというのが法改正の目的であるようにござい

ますが、その一つは、公的福祉施設をつくっていく、そういう推進、それから、次が私が特に問題としておるところでござい

ますけれども、この法律の第二番目の目的として、いわゆる民間の活用ということが主張されておるわけ

でございます。いわゆる民間の創意工夫を生かしたサービスの健全な育成という形にな

る、予算が膨張する、したがって民間にもその一部を持ってもらう、持ってもら

うのは結構ですけれども、それがどうも民間依存の傾向というもの

が非常に強くなっているのではないか。そういうことになり

ますと、なかなか法律の名分は立派ですけれども、結果的には社会保

障の基本的な概念というものが崩壊するということになると思

いますので、そういう意味で、この運営については一考も二考も要する

くかといいますが、実はこれは日本大学の方で検討しておるわけですが、今六十五歳以上の高齢者が、高齢化ですからどんどん進んでいくわけですが、国民の二〇％が高齢者が増加する、それに一体どのくらい年数がかかるかといいますが、実は日本は二十四年という二〇％に達するわけですね。それからフィンランドが四十八年、スウェーデンが五十四年、オランダが五十二年、西ドイツが五十六年、デンマークが六十二年、ルクセンブルクが七十年、こういうふうには日本の二倍から三倍のテンポで諸外国は高齢化社会に進んでいるのです。日本はその二倍のスピードあるいは三倍のスピードで実は高齢化が進んでいる。ですから、これは高齢化対策の一環として、今度の法律改正、特に第二項目はそういうことをねらわれておるわけですから、そういうことを考えますと、

けでございまして、そういう来たるべき超高齢化社会、それに対してふさわしい社会保障の制度をこれからつくっていくかなければならぬ。その点についての責任を十分に痛感いたしておる次第でございまして。

○河野(正)委員 これは大臣の亡くなられた御尊父の遺志でもあらうかと思ひますので、ぜひひとつその方向でやっていただきたいと思うのです。

こゝでひとつ苦言を呈したいと思ひますのは、私も二十五日に日大の教授の講義を受けてきたわけですから、特に痛感しておるわけですが、厚生省の推計というものが非常に低いのですよ、低いのです。例えばこの推計を見てもいいまして、

実は二十五日に毎日新聞が主催いたしましたわけに対するシンポジウムがあつて、私も朝から晩まで参加してきました。そのときの資料ですけれども、こういうふうに進んでいくよりも全く超急速的に日本の高齢化は進んでいる。とてもじゃないが、今の対応では一体どうなるであらうかという心配があると思うのです。私が非常に驚きましたのは、こういう地味なテーマのシンポジウムでしたけれども、会場は満員なんですよ。それほど高齢化に対して、あるいはほけ問題に対して、国民の皆さん方が非常に大きな関心を持っていらっしゃる。その点について政治家としても非常に関心を持たなければならぬだろう、こういうことを私は考えた。これほど急速に高齢化が、日本はとにかく世界のどの国と比べても急速に進んでいく。これはよほど抜本的な考え方がないと、とてもじゃないが、これは対応できぬのじゃないかというふうな気がいたします。この点は考え方で

私もう一つは、寝たきり老人ということですね。実はこの日本大学の推計は厚生省の推計の三倍になつてゐるのですよ、三倍。ですから、今大臣からもいろいろ対応するために努力するとおっしゃったから、その点は私も感謝いたしますが、この推計がそういうふうになつて低く推計されておつて、そして果たして対応しようものがあるのかどうかという疑問があるわけなんです。この点は私が勝手に言うんじゃないのです。日本大学の人口研究所の発表を二十五日に聞いてきた。私は朝から夕方まで参加して聞いてきたわけですから、それを申し上げておるわけですからね。ですから、そこがやはり厚生省の推計というものが非常に低い。それじゃ対応にはなりませんよ。こういうことですから、この点については、大臣と言つてもあれでしょうから、局長の方から答えてください。

今先生がおつしやいましたようないろいろな別の推計が出されておる、これは承知しております。ただ人口問題研究所は、先生も御存じのように、大変長い歴史と伝統を持つ機関でございまして、世界的にも非常に評価されておるということでございますので、私もとしましては、一応人口問題研究所の推計をもとにいろいろ施策を考えておる、こういうことにならうかと思うのでござい

のいろいろな研究所で推計が出てまいります、そういう点は十分参考にしながら、それに対応する施策というものをぜひひとつ実行していただきたい、こういうふうに思ひます。

そこで、今度のこの法律改正の第二項が問題だと先ほど言つておるわけですが、民間に対してできるだけ福祉サービスに対する責任を持つてもらう。そうすれば、今の高齢化のニーズにこたえていこうということそのものは私は悪いことではないと思うけれども、ところがアメリカと違つて、やはりこの福祉事業というものが、言葉は悪いけれども、お年寄りを食い物にするのじゃないけれども、そういう傾向がないわけではない。アメリカあたりは財団あるいは慈善団体が金を出してやりますので、そういうことはないわけですが、そのことに厚生省も着目されて、そしてこの悪質な老人ホームに対する監視を強化するというようなことで基準もつくられておるといふふうに言われております。そう言われながら、現実には老人福祉施設が非常に目立つ増加をしてゐる。現在二千八百五十カ所のホームに約二十万人も入所してゐる。そしてもう既に半分以上が民営なんですよ。そして今度はまたそれをふやそう、こういうことにならうわけですね。ところが今でもこの悪質な老人ホームが後を絶たないということ、それに対する監視強化のための基準をつくる、こういうことですね。これは一体効果が上がつてゐるのかどうか。私どもは民間に対して福祉事業に対して協力を訴えることは一つ悪いことではないと思う、国だけでなかなかやれぬわけですから。ですから、言葉は悪いけれども、お年寄りを食い物にするというような形で行われて、しかもそれを低利で金を貸すということですから、これはちよつと一考も二考も要すると思うわけです。そういう意味で、監督強化、監視強化のために基準をつくられたことですが、この効果というのは一体上がつてゐるのかどうか。上がつておらなければ、上がらないまままだどんどん金を貸してやらせるわけですから、悪が増大するような格

好ですね。もちろん非常に良質で良心的な、特に田邊先生あたりのところはそうだと思うけれども、良心的なホームがたくさんあることも私どもは承知しておるし、それに対しては心から敬意を表しておるわけですが、今申し上げるような現実がたまたまあるわけでしょう。この基準ができて、次から次にそういう悪質な例が出てきておるわけですね。新聞紙上でも出てきております。時間がございますから、ここで一々挙げるわけにいきませんが、ホームにおける皆さんの経営が、この基準ができたけれども新聞をにぎわしておる、こういうことでございますから、一体そういうのはどういう状況になっておるのか、簡単にいいからお尋ねしたいと思います。

○小林(功)政府委員 今お話ございましたのは、恐らく社会福祉法人の不祥事例を御指摘になったのだと思います。これはいわば公的な施策を社会福祉法人が委託を受けてやっている事業でございますが、たまにそういう事件が起こるのは事実でございます。また、まことに遺憾でございます。たまたま、大多数の施設につきましては、適正な運営がなされておると考えております。それにつきまして、私も従来からいろいろな行政指導あるいは準則等決めまして、あるいは監査指導ということとで各現場まで入りまして指導監督を行っておるわけでございます。

もう一つ、先生おっしゃいました中にシルバーサービスのガイドラインのお話もあつたかと思ひますけれども、これにつきましては、まだこれから話でございます。シルバーサービスはこれからふえて発展していくものでございます。これを余り野放しにしないで、事前に年寄りが食ひ物になることのないような自衛あるいは行政指導というものをやっていたいということ、一つは、お話ありましたような一定のガイドラインを示しまして、これをもとにして国と地方が連携をして行政指導をするということ。もう一つは、これは民間事業者でありますから、民間事業者の集まりでありますシルバーサービス振興会という社団法人

人がございます。ここで自主的な規制をするという意味で倫理綱領の策定等を初めとした自主的な取り組みをお願いしておる、こういうことによりましてシルバーサービス事業の健全な育成を図っていききたいと考えております。

○河野(正)委員 時間がございませんで、お答えは簡単にお願ひしたいと思います。

そこで、形容はよくないと思いますが、極端な話ですけれども、年寄りを食ひ物にする。その一環として、先ほどちよつと、毎日新聞のほけ対策に対するシンポジウム、そこで大変な国民の方が関心を持っていらつしやる、会場が満員ですから。そういうことから特にほけ問題について一言指摘したいと思います。

きのうあたりからマスコミは、ほけ老人に對しての特効薬ということでホパチ、これは田辺、それから武田はアバン、こういうほけ老人に對します特効薬ができておる。ところが田辺のものにせよ、私は今までにせよを随分とこの委員会でも追及してきたいきさつがあるのです。今度はちよつとほけ問題ですから、それは高齢化に對するあれです。高齡化を利用してはせよをつくつて、このホパチというのは年商一十億、それがせよの出ておるわけですね。これは現金問屋と言つておられますけれども、私はこの委員会ではブラックマーケットという言葉を使つておる。ブラックマーケットを利用すると、そういうにせよをつかまされるから、一般的にはこれは規制できませんから、少なくとも国の機関、国立病院は現金問屋は利用しなさんな、私はかねがねこういう指摘をしてきた。ところが医療費を抑制しなければならぬから、我々は現金問屋を活用しております。うのが今までの厚生省の姿勢。ですから、全部できなくても少し減らさない、にせよをつかまされまう、こういうことを言つてきた。ところが今度またホパチが出てきた。これは年商一十億です。そういう意味でこれは大変なことだと思ひますので、今度の改正の第二項目の、民間に對して金を貸してやるということについても、適正

にやつてもらわぬといろいろ禍根を残しますよといふことを言つてきたと同じように、国が現金問屋を利用する、私はブラックマーケットと言つておりますが、そういうことをしますと、にせよをつかまされまう。今度も、これは普通十二万円ぐらゐるのです。それが六万円ぐらゐるで入つてくる。それを八万円ぐらゐるで卸すのです。一般には十二万五千円ぐらゐるですから、それが八万円入るのですから、にせよとわかない限りみんな買ひますよ。これは民間ではなかなか規制できませんから、少なくとも国の機関はそういう危ないところの商品は買ひなさんなと私は今までのいふ言つてきたけれども、四十二の国立病院が現在そういう現金問屋と取引しているのです。これは大臣は初めてですけれども、マスコミが言つておりますように、老人を食ひ物にするようなにせよが国民の弱みにつけ込んで出てくることは望ましいことではないのです。ですから、こういう点については、今後薬品監視で注意するんだとおつしやつておるけれども、薬品監視といつたつて、次々起つておるわけでしょう。警察庁が摘発するにせよ事件は年間三百件から五百件起つておるでしょう。これは後を絶たない。それならまず厚生省が手本を示さなければいけません。それならよ。これについて一言大臣から答えてください。

○仲村政府委員 かねがね先生が御指摘なさつておられる点でございますけれども、私も、今回の事件につきまして、特定の事件ということとで現在いろいろ情報を集めておりますが、まだ全容をつかんでおるわけではございません。特に御指摘の国立病院へこういう薬が流れておるかどうかについては、私もまだ情報を把握しておりませんが、一般論として、患者に使われる薬がそういう模造品のような形でつかまされるのは大変問題でございますので、業務行政としても取り締まりをさらに厳しくする必要がありますと思ひます。国立病院に關しましては、従前から御指摘ございまして、やはり安く買えるということも経営努力の一つでございますので、全部をやめるのはなかなか

難しいと思ひますが、仕入れ業者あるいはルートを十分明定した上で確実なものを買うような努力をさらにさせるということ、私も対応してまいりたいと思ひます。

○河野(正)委員 時間がありませんから、また別の機会に譲りますけれども、今のような答弁ではいかぬですよ。安く買えるから買ひませう。安からにせよをつかまされるわけでしょう。ですから、さわらぬ神にたたりなしという言葉がございませう。なるべくそういうものは敬遠した方がいいことはわかつておるわけですね。それを依然として薬代が安いからやりなさい。民間の医療機関では無理ですから、少なくとも国立病院だけはそういうことがないように、にせよをつかまされることがないようにやつてほしい、こう思ひますので、大臣から一言。

○藤本國務大臣 私もその点につきましては知識を持ち合せておるわけで、事態を十分に把握した上で慎重に對應してまいりたいと思ひます。

○河野(正)委員 時間が参りましたので、あと一言だけ。それは老人保健法のときも私は中曽根前總理にも御指摘をしたわけですが、老人と齒の問題。老人はとにかく食ひることが生きがいで、それから、それが非常に齒が悪くて食ひられぬ。しかも寝たきり老人は齒医者に通ふことができません。したがつて、今度の訪問介助、在宅介助というものの、ケアというものがあつた。それに関連してですけれども、在宅老人の齒科の保健推進事業、これは厚生省がことしからおやりになる。どうもこれが徹底してないのです。ですから、もう少し徹底する必要があります。それから今申し上げるように、今度モデルとして七カ所指定をするということですね。逐次、これはやはり希望するところがあれば、逐次、政府が出すのは一カ所がたつた百四十三万円で、それから希望する都市があれば、ひとつこの際それは次々と加えてやる。全国に七カ所やつたつて、その七カ所の都市の老人が幾らか恩恵に

難しいと思ひますが、仕入れ業者あるいはルートを十分明定した上で確実なものを買うような努力をさらにさせるということ、私も対応してまいりたいと思ひます。

○河野(正)委員 時間がありませんから、また別の機会に譲りますけれども、今のような答弁ではいかぬですよ。安く買えるから買ひませう。安からにせよをつかまされるわけでしょう。ですから、さわらぬ神にたたりなしという言葉がございませう。なるべくそういうものは敬遠した方がいいことはわかつておるわけですね。それを依然として薬代が安いからやりなさい。民間の医療機関では無理ですから、少なくとも国立病院だけはそういうことがないように、にせよをつかまされることがないようにやつてほしい、こう思ひますので、大臣から一言。

○藤本國務大臣 私もその点につきましては知識を持ち合せておるわけで、事態を十分に把握した上で慎重に對應してまいりたいと思ひます。

○河野(正)委員 時間が参りましたので、あと一言だけ。それは老人保健法のときも私は中曽根前總理にも御指摘をしたわけですが、老人と齒の問題。老人はとにかく食ひることが生きがいで、それから、それが非常に齒が悪くて食ひられぬ。しかも寝たきり老人は齒医者に通ふことができません。したがつて、今度の訪問介助、在宅介助というものの、ケアというものがあつた。それに関連してですけれども、在宅老人の齒科の保健推進事業、これは厚生省がことしからおやりになる。どうもこれが徹底してないのです。ですから、もう少し徹底する必要があります。それから今申し上げるように、今度モデルとして七カ所指定をするということですね。逐次、これはやはり希望するところがあれば、逐次、政府が出すのは一カ所がたつた百四十三万円で、それから希望する都市があれば、ひとつこの際それは次々と加えてやる。全国に七カ所やつたつて、その七カ所の都市の老人が幾らか恩恵に

浴するでしょうけれども、全国の百万以上の、今六十万と言われているけれども、寝たきり老人は現実には百万以上おられると思います。歯で苦しんで食べることができませんから生きがいがありません。そういう御老人がいるわけです。今度在宅ケアが出てきますから、この歯の問題は希望すれば逐次認可をしていく。これは一都市でわずかに百四十三万円しか出さぬのですから。ですから、このくらのことは、もし、特に大臣もそうでしょうが、大臣のお父さんも老人福祉については非常に大きな関心を持っています。とにかくお年寄りの在宅ケアの一環として、この歯の問題については、ぜひひとつ希望があれば、希望する地域があればするんだ。これはたつたの百四十三万円です。ですから、ぜひひとつこれは大臣から、そういう希望するところがあれば、老人福祉のために考えたいということをお答えいただければ、全国の老人は喜ぶと思うのです。これは大臣からです。

○仲村政府委員 モデル事業としてやっておりますので、私もこれからいろいろ……
○河野正委員 私はあなたの答弁を聞いてない。あなたに希望してないのだから、時間がないうから、池端先生の時間に食い込んでいますので、大臣から答えて結構なのです。
○藤本國務大臣 現状におきましては、だんだんと前進しておると理解しておるわけでございますが、せっかくの河野先生の御提言でございまして、時間をいただきますして、私もぜひ勉強して対応したいと思っております。

○稲垣委員長 池端清一君。
○池端委員 この改正案はいろいろ検討してみましたが、施設福祉中心から在宅サービス中心へという大きな流れの変更の中で発想されているのではないかと、私はこのように考えるわけでござい

ます。したがって、まず最初にお尋ね申し上げたいことは、今後公的な分野においてどこまで在宅サービス

ビスを確保する方針であるか、まずその点を端的にお尋ねをしたいと思っております。
○藤本國務大臣 国民生活を送る上で切実なニーズにこたえる真に必要なサービスにつきましては、今後とも公的施策の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

○池端委員 ここに昭和六十二年十二月七日に出された福祉関係三審議会の合同企画小委員会の報告書がございまして、これを読みまして、非常に問題があるのではないかと私は率直に思ったわけであります。なぜならば、公的部門による福祉サービスは、基本的には次の二点だと言っているわけなんです。その一は、「対象者が低所得者であるなどの理由により、基本的に民間によるサービスの提供が期待し難いもの」これが第一。第二は、「広い意味における市場機構を通じての民間サービスの供給が十分でないもの」こういうことでござい

特別養護老人ホーム及び養護老人ホームはすべて公的な部門の対象になる、このように私も理解しておるわけでございまして。
○池端委員 今日公的な在宅サービスの実施状況を見てみますと、これは昨年の六月現在でござい

ますが、厚生省の調査で家庭福祉員派遣事業実施市町村は三千二百四十七の多きに及んでおります。デイサービスの事業は二百八十八の市町村、入浴サービス事業は千五百二の市町村、こういう実態になっていくわけですが、この状況はこれからの相当ふえていくと私は思うわけでござい

ます。
ところが、ただいまのこの報告に照らして考えるならば、対象者が低所得者に限られる、あるいは民間のサービスの供給が十分でないという場合に限って公的部門が乗り出すということになれば、この報告を忠実に実践するとすれば、今実施している市町村も相当制限をせざるを得ないのではないかと、私はそういうふうに思うので、非常に問題の多い報告だと思っておりますが、この点はどうか。

○小林(功)政府委員 先ほどお話ししましたように、私どもの理解としましては、意見具申の趣旨は先ほど申し上げたとおりでございまして、したがって、在宅サービスにつきましても、公的な施策を今後とも進めていきたいということでございます。まして、例えばホームヘルパーの増員にいたしましても、デイサービスの実施箇所数の増にいたしましても、あるいはまたショートステイの対象人員の増にいたしましても、これはこれからの大いに進めていきたいと思っております。現に六十三年度も、六十二年度も同じでございまして、相当大幅な拡充を図っておりますので、今後そういうことで拡充を続けていきたいと思っております。

すべきだと思っておりますけれども、その人たちに限定をしない広範な人たちをこの対象にして考えていくべきだ、そういう原則に立つべきだと私は思うわけでございまして。厚生省もそういう観点から今日までのホームヘルパー、家庭福祉員派遣事業の対象者を逐次拡大している、予算上もそういうふうになっておるわけであります。ですから、低所得者でなくとも、一定の負担をすれば利用できる、こういう方向を目指しているというふうに確認をしてよろしいかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○小林(功)政府委員 デイサービスやショートステイ等の在宅サービスにつきまして、従来から低所得者以外の者に対しても公的部門が提供してきておりますし、また今後もその方針を変更する気持ちはございせん。
○池端委員 四月の二十二日あるテレビで放映をされておりましたけれども、民間企業の介護サービスで週三回五時間何と十三万円強、これが毎日の介護サービスとなると月に三十万円、こういうような状況だという放映がなされておりました。非常に民間サービスが高いのであります。私は、これでは低所得者の方ばかりではなくて、一般の年金生活者でも利用できない、こういう状況ではないかと思っております。そうすると、勢い在宅サービスを実施する市町村が今後ともふえていく、こういうふうになるわけではございませんが、基本的には在宅サービスというのは公的部門で行うべきである。そして先ほど大臣も言われたように、これを補完する形で民間がやる、こういうことが望ましい姿ではないかと、私はこう思うのであります。先ほど申し上げましたけれども、老人福祉法の第四条第一項「国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。」とあるわけ

でございます。シルバースタート産業栄えて福祉が滅ぶという状況に絶対に持つていつてはならないというふうに考えますが、この点についての御所見を承りたいと思っております。

○小林(功)政府委員 今先生お話のあったとおり

だと思ひます。シルバースービスはお年寄りの多様なニーズに対応するために健全な育成を図っていかねばならないと思ひますが、それはあくまで公的部門がさらに拡充をする、そういう前提での施策でございますから、そういう意味では先生今おっしゃったとおりだと思ひます。

○池端委員 先ほど大臣から答弁ありましたが、四月十二日参議院の社会労働委員会でも答弁をしてあります。「国の福祉サービスも無論充実させていかなければなりませんけれども、それを補完する意味で民間のサービスにも期待していいのではないだろうか。」こういう趣旨の御答弁をされております。また社会局長は、同日「公的部門につきましても所得の多寡にかかわらず提供するというのが原則でございます。」こういうふうに言われておるわけでございます。

そこで、重ねてお尋ねしますが、私は先ほどホームヘルパー初め四つの在宅サービスの問題に触れましたけれども、これらの在宅サービスについても、この原則が当てはまるというふうに確認してよろしうございますか。

○小林(功)政府委員 在宅サービスにつきましても、民間サービスは公的サービスを補完するものと考えております。今後とも在宅サービスについても、私が前に申し上げましたように、所得の多寡にかかわらず提供されるものであることは変わりはないと思ひます。

○池端委員 次に、国の予算面から在宅サービスの問題をお尋ねしたいわけであります。

施設福祉、もちろん重要でありますけれども、在宅サービスというものが本当に重視をしていかなければならないと思ひます。そういう問題について予算の面からいろいろ分析をしてみますと、六十三年の予算では在宅サービス関連の予算が百五十一億一千二百万円、施設サービス関連の予算が二千七億五千六百万円、正確に計算しておりませんが、十五分の一程度でしか在宅サービスの予算は組まれていないわけであります。これではかけ声倒れになるのではないかと、

私はこう思ふわけでございます。ですから、中期的な一つの目標というものを据えて、例えば五年後には在宅サービスの予算をせめて施設のサービスの半分にまで持つていくといったような政策目標をとつてはどうか、立ててはどうか、私はこういうふうな考えをもち、また在宅サービス拡充の中期計画といったようなものを策定すべきではないか、こう思ふのであります。この点についてはどうでございますか。

○小林(功)政府委員 在宅サービスにつきましても従来からいろいろ大幅な拡充を図つてきたという点は、先ほど申し上げたとおりでございます。

そこで、先生、今お話がございましたような政策目標といふことが将来目標を決めてやるべきだということとは、全く同感でございます。ただ、先生は今予算面から、予算額からのアプローチをなさいましたけれども、私どもはむしろ整備の目標というものをきちんと持つて、それに向かつて現実整備を進めていく、こういう方向を今とつていふわけでございます。

それを一つ申し上げますと、まずデイサービス事業につきましても、六十一年代中に三千カ所、これは約全市町村という意味でございますが、そこで実施をすることを目標に整備を進めております。またショートステイ事業につきましても、このデイサービスと同じように昭和六十一年代には全市町村、全特養に整備ができるように、それを目標に推進してまいりたいと思ひます。

そういうことで、そういう整備の目標を持つて、施設ももちろんでございますが、在宅につきましても、その充実を図つていきたい、このように考えているところでございます。

○池端委員 政府案の趣旨の一つとしては、民間サービスの質の向上、こういうことが言われているわけであります。

それでは、民間サービスの現状について、先ほど河野委員からも御指摘がございましたが、どういふ実態になっているか、これを把握されておるのでございましょうか。厚生省が確認をした株式

会社等の民間サービス事業体は、全国で入浴サービス中心が四十社、介護者派遣中心が二十社、私もこういうふうな承知をしておるわけであります。こういう企業はどういうシステムで営業をしているのか、その実態を明らかにしてもらいたい。マンパワーの問題も含めて明らかにしたいと思ひます。

(委員長退席、野呂委員長代理着席)

○小林(功)政府委員 今先生がお示しになりましたようないろいろな在宅介護サービスについての状況は、直接私もまだやつておりませんが、私も、各種の資料をもとにしまして状況はある程度把握しております。ただ、これは万全ではございませんので、私もとして直接調査をしたいというところで、実は六十三年度予算で実態調査の経費を計上しております。これをもちにいたしまして、本年度中には詳細な実態調査をいたしたいと考えております。

○池端委員 民間の事業、民間の方についても、献身的に本心に奉仕的な立場からやられている事業もある。私もいろいろ観察なんかをしておりまして、非常に頭の下がる経営の状況も見てまゐつております。しかし、一面では豊田商法まがいの家庭の弱みにつけ込む、お年寄りの弱みにつけ込むというところで、入会金を取つて倒産をするとかサービスの担い手の賃が悪くトラブルが続発する、こういったようなものも現実には起きているという話も聞くわけでございます。これについてはきちんとした対策をとつていかなければならない。単なる企業間のいわゆる倫理綱領の策定、それだけではだめだと思ふのです。やはり行政機関がきちんとしてこれらについて具体的な指導というものをしていかなければならないと思ひます。

そこで、お尋ねしますが、具体的にこれらの民間のシルバースービス事業についてこの機関が監督指導に当たられるのか、それからどういふ基準で監督指導を行うのか、この点をお尋ねしたいと思ひます。先ほどもお話がありましたように、ガイドラインというものの策定が何としても

必要だ、こう思ふわけでございます。

私はここにイギリスの「認可居住施設法一九八四年」、それから「居住施設規則一九八四年」というイギリスの施設ケアの実践綱領というのを持つております。イギリスでは、こういうようなきめ細かなガイドラインを策定して、十分な対応、対策を練つておるわけでございますので、ぜひ我が国でもこういうようなものを制定していく必要があるのではないかと、こう思ひますが、この点についてお尋ねをしたいと思ひます。

○小林(功)政府委員 確かにシルバースービスのこれからを考えると、質の確保と申しますか良質なシルバースービスが健全に育つていくということは大切だと思ひます。特にお話もありましたように、相手が弱い立場にあるお年寄りでございますから、よほど慎重の上にも慎重を期して指導をしていかなければならないと我々は心してゐるわけでございます。

そこで、例えば有料老人ホームにつきましても、既に一定の基準を示しております。指導指針というところで示しておりますけれども、在宅介護サービスについては今までございせん。そこで在宅介護サービスにつきましても、お年寄りに適切なサービスが提供されるように、一定のガイドラインを示すことを我々も考えております。それをもとにいたしまして、国と地方が連携をいたしまして、行政指導を行つていきたいということでございます。

それから、もう一つつけ加えていただければ、これは民間事業者の仕事でございますので、できれば民間事業者の相互の間で自主規制と申しますか、そういうものを図つてもらいたいという気持ちを持つておりました。シルバースービスについての民間事業者の集まりでありますシルバースービス振興会という社団法人がございまして、そこで倫理綱領の策定等の自主的な取り組みを現在お願いしているところでございます。そういった行政指導と自主規制という二つの柱で、これから健全な育成を図つていきたいと考えております。

す。

○池端委員 今の局長のお話、私もシルバースー
ビス振興会の概要の中で自主的な倫理綱領の策定
というようなものも行われておる、検討されてい
るということは承知をしておりますが、もちろん
それだけではなくて、あくまでも車の両輪とい
いますか、そういうガイドラインの策定も含めて行
政指導も十分なさるべきでないかということ強く
申し上げておきます。

そこで最後に、大臣、今ある新聞に「老い」を
支えるもの」という連載物が特集されております
けれども、これには「ヨーロッパ福祉の光と影」
という副題がついておるわけでありまして、おと
この日でしたか、いろいろヨーロッパの福祉の現
状を見てまいった人たちが、「外交や防衛ばかり
が政治ではない」「福祉こそ際立つて政治なのだ」
というヨーロッパ福祉の現状を見て、そうい
う意見を述べられておるのを見まして、私も全く
同感でございます。ともすれば、政府はこういう
部門から何となく撤退する、そしてこれは民活
だ、民営だあるいは民間委託だ、こういう潮流が
支配的なように見えます。これは非常に老人福祉
法の精神をも逸脱したものでないかということ
でございまして、もともと福祉充実という観
点に政府は責任を持って対処していくべきだ、私
はこう思いますが、この点についての御決意を承
けて、私の質問を終わります。

○藤本国務大臣 社会保障制度は、申し上げるま
でもないことでございますが、国民生活の長期安
定の基盤でございます。それからまた今後高齢化
社会が本格的に進行するわけでございまして、そ
ういふ社会の中で国民の皆様方が豊かで健康で明
るく生活を進めていくためには、社会保障制度の
持つ役割というものは極めて総合的にも大きく
なると私は思っております。そういう意味で、今後
社会保障制度の充実強化を図っていくということ
は、政治に課せられた非常に大きな課題である、
かように考えております。

○池端委員 終わります。

○野呂委員長代理 田邊誠君。

○田邊誠委員 既に具体的な問題については河
野さんと池端さんからお話がございましたので、
私は大臣とこの委員会を席を同じくして社会福祉
を論じてきた仲間でございますから、基本的な
考え方についての大臣に質問をいたしたいと思
います。

当委員会の冒頭における大臣の所信表明のあ
いさつを拝聴いたしました。なかなか重要な観
点を冒頭に述べていらつしやいます。それはこの進
みつつある長寿社会の位置づけをどうするか。そ
れから第二は長寿社会への持つべき認識はど
うか。そして第三番目にはこの長寿社会に向ける
ところの政策形成への決意というものを述べられ
ている。この政策形成への決意というものを述べられ
て、非常に重要な問題を内包していると思うので
ございまして。

私は、こういったことを進めるに於いての基本
的な視点は何かといふことならば、その第一は、
お年寄りがみずから健康で生きがいのあるところ
の生活をするぞ、こういう自分みずからがこれを
築くという意欲という意識というものを持つこ
とが何より大事だろう、こう思うのです。

第二は、そういったお年寄りを包むところの国
を含めての地域社会、これがどういふ受け入れ態
勢を持っているか。もちろん医療や年金の問題も
ございまして、そしてまた地域社会全体の体制
というものもございまして、そういうこともを
一体どのように築いていくかということが非常に
必要だ。今ノーマライゼーションということが言
われておるのですが、今からもう二十年くらい前
でしようか、私は自民党の伊東正義さんと公明党
の大橋敏雄さんと民社党の田畑金光さんとそこ
におるところの小林社会局長、一緒に実はヨーロッ
パをめぐってまいりました。スウェーデンへ行き
ますと、社会福祉施設は緑の森の中にあつて、日
本はああいうことになっていないのを非常にうら
やましいと思つたのでございまして、しかし、数
年前に行つてまいりますと、お年寄りや若年と

児童という子供は同じ地域でもつて暮らすこと
が普通のことなんだというふうには実は変わつて
おるのであります。日本の社会といふのは一体
そういうことになっていくのかどうか。ですが
ら、お年寄り自身に対するところの対策は重要で
ありますけれども、それを受け入れるところの地
域社会の体制づくりというものが同じく並行して行
われなければならぬ、私はこう思うのでございま
す。

第三番目には、具体的な施策は非常に重要で
ございまして、そしてその手だてを非常に大
事にしなければいけませんけれども、一番最終の
行き着くところは、お年寄りができるだけのけを
少なくして、長寿を全うするというのが人間の
一番とうといことだと言われておりますが、この
精神的な安定感という安心感というか、そうい
うものを植えつけるようなものがなければなら
ぬ。だからこれからいろいろ施策を行わねばな
らぬ、この法案もその一助でございまして、し
かし、しかし、どういふことをやるにしても、お
年寄りに対して非常に安らぎを与えるというもの
がなければ、私は絵にかいたもちになるだろうと
思うのです。リハビリ、サービスといつても医学
的なものもあつて、あるいは職業につかせる
というものもございまして、そしてまた社会的に
いふ対応することもございまして、それと並行
して心理的なリハビリ、サービスというものも必
要だといふのを私は忘れてはならない。私は
これが社会サービスという長寿社会に向ける
ところのものとしての具体的な政策をするに当たつての
基本的な三つの視点だと心得ておるのですが、大
臣、それ以外にいろいろ御意見もございませう
から、御所見をひとつ承りたいと思つてます。

○藤本国務大臣 田邊先生とは私が初当選以来も
う二十五年、公私ともに極めて御指導いただいた
おりました、大変感謝をいたしております。
今御指摘のお考え方につきましては、私も全く
同感でございます。まず第一点目の福祉という
問題については、これはよりよき生活をするため
の努力であるというふうに考えておられて、そ
の場合には三つの分野があるかと思つて、公
的なサービス分野、それから地域、職域における
相互扶助の分野並びに自立自助、御本人のそう
いふ分野、この三つが十分に行われまして、しか
も補完されていくところに立派な福祉が完成さ
れる、こういうふうには私は思っております。

それから第二点目の、地域におきまして老人が
孤立しないで家族の方々とか若い人、そういう
方々と同居している社会、これを築いていく。ま
たこれが必要だということにつきましては、全く
同感でございます。ヨーロッパにおきまして
も、そういう傾向といひますか、そういう現実と
いひますか現状といひますか、非常に進んでお
るように見ておるわけでございまして、我が国とい
はしまして、そういうお年寄りが孤立をしない
で社会生活が行える、こういった観点からの施策
というものの充実に取り組んでいかなければなら
ぬというふうには考えております。

それから第三点目の、お年寄りの問題を考えま
すときに、基本的には私はやはり三つの点がある
と思うわけでございまして、それは一つは心の豊
かさ、それから物質面での豊かさ、それと健康、こ
の三つが突き詰めて考えますと、これが基本的な柱
であるというふうには考えておるわけでございま
す。

そこで、厚生省はこの心の問題、また物質面
の問題、健康の問題のすべてに関係をいたしてお
りますけれども、特にやはり健康の問題、健康の
分野が厚生省にとりましては最も責任を負うべき
分野でございまして、その点については、今後
国民の健康づくりという問題を特に最重点に、も
ちろん医療の問題、またその中では予防、検査の
問題ももちろんございしますが、特に国民の
健康づくりという問題については、これからさら
に重視をして取り組んでまいりたい、かように私
は考えておるわけでございまして。

○田邊誠委員 大臣の所信を承りましたが、そ
こでこの社会サービスというものを充実強化しな

ければなりませんが、医療、年金、制度的には一つの段階を踏みおけるわけです。内容的にはいろいろと問題がございますけれども、一応形の上では先進国並みになってきた。我が国では一番おこなっているのは社会福祉という面が、おこなってきたのでございまして、ここに目を向けることは非常に重要だろうと思うのでございまして、現在は生活の質ということが実は言われておるのでございまして。長寿社会になると同時に、その生活の質が非常に向上してきた、またさせなければならぬという状況でございまして、したがって、社会サービスというものの側面をとらえたときに、どういふものが必要かと言え、やはり第一には専門的な分野あるいは技術的な分野についての向上がより重要になってきている。機能的なサービスというものが実は非常に重視されてきている、こう私は思うのでございまして。したがって、ここに携わる方々のそういった面におけるところの強化策というのがより充実されなければならぬ、こう思います。

それからもう一つは、厚生白書にも言われておりますところのいわゆる受け手志向でございまして、サービスを受ける側といましようか、あるいは施設に入っている方々、病院の入居者、そういった方の考え方なり、将来的に言えば人権の尊重というか、そういったものも含めて受け手志向というものを重視しなければならぬ、こう言われておるのでございまして。上からの一方的な押しつけではない、画一的な物の考え方なり施策ではない、こうなっておりますのでございまして。大臣、これは非常に難しいのでございまして。全体的な国民の意識もございまして、そしてまた後で時間があれば触れたいのですけれども、例えば今病院に入っている方々の差額ベッド、それからいろいろな施設に入っている方々の自己支弁、こういったものが最近生活の質の向上と相まって導入されてきた。そうしますと、やはり権利意識というのが非常に強くなるのです、当然だろうと思うのです。

けれども、実はそれを受けて立つ側の従事者というものも、一体そういう意識の変革があるのかどうか。さらにまたそういう受け入れる側の体制がきちんと整っているのかどうか。例えば病院にしても施設にしても、夕食は五時じゃ困るぞ、こういう話になってくるけれども、それならば六時半なり六時半なりにそういう夕食をするためには、その施設なり人員配置なりというのが充実していないければ、それはなかなかできないことなんです。ですから、これはあくまでも両者の話し合いによるところの同意というものを根底に置いて物事をだんだんと進めていかなければならない、私はこう思うのでございまして。したがって、厚生省も随分各都道府県なりいろいろな施設なり病院に対して指導はしておるようだけれども、ただ指導というだけでは、どうも摩擦が起きたり、そこそこが起きたりという形になってくると私は思うので、これは恐らく今後突き詰めるならば、環境アメニティーやプライバシー、それから選択の自由というところまでだんだん入って来ると思うのです。ですから、今ちょうどそういう過渡期にあるということも十分認識されて、それに對して適切な手を打たれることが非常に重要なことだ、こう私は思うのです。いかがでしょう。

○藤本國務大臣 厚生白書でも初めて取り上げましたマンパワーの問題、これは御指摘のように、今後の社会保障制度を充実していくための極めて大きな基盤、またかき握っておくというふうな思いがあります。七十五年度までに社会に出てくる新しい人口が約五百万、その中の三分の一、百五十万程度の数の確保が今後のマンパワーを考えると場合に必要である、こういう数字も出ておるわけでもございまして、そういう数字も出ておるわけ景になって、また土台となつて社会保障制度というものは前進、向上していくと私も考えておるわけでもございまして、その点については極めて難しい問題でございまして、懸命に努力をしていくべき問題であると思っております。

題でございまして、受け手志向、要するに行政側の考え方、そのペースを進めていく、そういうやり方から受け手の方からの立場に立つて進め方を変えていく、これは非常に重要なことでございまして、私も役所の中でそのことを強く言つておるところでございまして。その場合に、今御指摘のような権利問題であるとかいろいろプライバシーの問題であるとか選択の問題であるとか、極めて重要な問題が起こつてくると思うわけでございまして、こういう問題も十分に勉強し、対応するために考えてまいりたい、かように考えております。

○田邊誠委員 今お二人の質問にもありましたけれども、最近、民間の活力を導入、福祉ミックスという公民ミックスというか、そういうミックス論というのが盛んになって、それが将来の日本型の福祉社会のあるべき姿だということが言われているんですが、これは実は誤りますと、非常に民間依存型になるというのは先ほどの御指摘のとおりでございまして、サービスの理念というもの、施設重視をしていくのか、それから在宅重視をしていくのかということについても問題がございまして、それからまた社会サービスの普遍化ということが言われておる中에서도、利用者の負担ということが当然のようにされているけれども、それが国の責任の回避ということにつながるサービスというのが主体であつて、民間や家族やボランティアというものは、あくまでもそれを補助する形であるという認識をきちんと持つていないといけないだろう。しかもそれのことが最終的には財政の抑制論につながるというか、その背景の中で打ち出されているのではないかと、この心配をされておるわけでもございまして。ここ十年間見ましても、一般会計に占めるところの社会保障給付費というのが率としては必ずしも向上していない、こういう状況でございまして、外国の場合、やはり民間から始まつた社会保障というか

社会福祉というものがだんだんと国と社会全体でもってそれをフォローしていくという形になってきた。日本の場合も、戦前においては、民間の社会事業家がやつてまいり、戦後それが変わつて、憲法理念もあつていよいよ国の責任論ということになった。それがまた公民ミックスという格好にだんだんと変わつてきているというのが福祉の後退論ではないかというふう言われる一つのゆえんだらうと思うわけでございまして。したがって私は、国の責任というものと、それからやはり福祉は手近にあるものが手がけることが必要だと思ふ。そういった点からいへば、地方自治体が福祉に對しても十分手だてが講じられるような体制づくり、財政的にもあるいは権限の面からいっても、そういった面で移譲していくということが必要じゃないかということが考えられますけれども、いかがでございましょうか。

それから、良質なサービスの提供の問題は、先ほど言われましたからよろしうございましてけれども、私は結論的に言うのは、今在宅重視ということになっていくから、それはそれなりの意味があると思ふ。やはり今まで育つたところでもって生涯を送るという、これが非常に大切だということばかりですけれども、いわば施設から在宅へ、在宅から施設へというこの移動がスムーズに行われるような体制をつくらないと、そこに固定化してしまうということがあるのではないでしようか。そのことを私は非常に心配をいたします。

私の個人的なことで大変恐縮だけれども、実は私の法人が経営をしているのは、特養と養護と同じ建物の中でもって、一階は特養、二階、三階は養護である。ところが養護老人ホームに入つた年寄り、特養に移さなければならぬといつてもなかなか移すようなことを行政的にやらせない。そしてまた特養に入ればそれつきり、それから移ることはできない。こういうような形というものをこれから先よほど注意してその移動が円滑に行われるような状況というものをつくつていかなき

やならぬ。これが第二。

第三番目に、もう一つ最後にお伺いしておきたいのは、都市型の高齢者、これが非常に問題だろうと私は思うのです。これは、例えば田舎のように福祉センターがあつて歌ったり踊ったりすることができない、ゲートボールをやるといふようなことができない、そういったところに抵抗がある、そういう人たちが、例えばイギリスにおけるところの公園が充実してある、あるいは博物館がある、美術館も無料で見られる、あるいは野外のコンサートや野外劇が頻りに行われる、そういう都市センターというものがあつて、そこに行けば仲間がおつていろいろと話ができる、こういうような住環境の整備といふまいやうか、こういったものがないと、これから先、都市型の高齢者に対して行ふことの手だてというのは非常に困難になつてきているんじゃないかと思うので、これに対してもぜひひとつお考えをいただきたいと思ひます。

時間が終わつたそうでございますから、大臣から何か一言御決意があれば承つて終りたいと思ひます。

○藤本國務大臣 貴重な御意見、私にとりましても非常に参考になるわけでございまして、御指摘の点につきましても、十分に念頭に入れて、これから対応してまいりたいと思ひます。

民間サービスが福祉サービスの中に入ることによりまして、公的サービスが後退するのではないかと、この御心配はごもっともだと思うわけでございまして、そういうことにならないように、さらに公的サービスの充実を図つてまいらねばならぬと思ひますし、公的サービスで行わねばならぬ分野については、これから充実させていく、その上で選択等による場合に民間のサービスで対応していく、こういうことでございまして、その点につきましても十分に注意してまいらねばならぬと思ひます。

それから、地方と国との役割分担、この問題も私は将来の重要な問題だと思ひわけでございまして、

て、福祉はまさに身近に行ふべきものでございまして、そういう点については、将来の方向としてはそういうことでなければならぬというふうと考えております。

それから、長寿社会における対策として、健康とか所得とか雇用、それから居住環境の整備があるわけでございまして、その中の一つの大きな柱として言われましたことにつきましても、私も全く同感でございまして、これは厚生省の所管で十分対応できる問題ではございませんけれども、政府全体として取り組む問題だと心得ております。

○田邊誠委員 ありがとうございます。

○野呂委員長代理 大橋敏雄君。

○大橋委員 社会福祉・医療事業団法の改正案の審議に際しまして、私は高齢化社会に関する基本的な問題から若干お尋ねをしたいと思ひわけで、

まず、我が国は確実に世界一の長寿国、老人大國になると言われているわけでございまして、厚生省の人口問題研究所は、これについてどのような状況を推測し、あるいは把握しておられるのか、まずお尋ねしたいと思ひます。

○黒本政府委員 我が国の高齢化の今後の状況でございまして、御案内のように、世界に例を見ないスピードで、二、三倍のスピードで高齢化が進行いたしております、ちょうど昭和七十五年、二十一世紀になりますと一六・三%という

ことで、現在のヨーロッパ並みの高齢化社会に入つてまいらね。そして八十五年になりますと、これが二〇%台に突入いたしまして、昭和九十五年に二三・六%というピークを迎えるという推計を人口問題研究所は出しておられるのであります。

その際の国際比較についてはお尋ねでございまして、同様に人口問題研究所は「日本の将来推計人口」という資料に国際比較を掲げております。それに沿つて申し上げますと、昭和八十五年、二〇一〇年でございまして、この状況で国際的にはドイツが最も高齢化が進んでいるということ、

で、スウェーデンが一八・七%というふうに出ておるわけでございまして。このとき、先ほど申し上げましたように、日本もちょうど二〇・〇%になつておるわけでございまして、お尋ねの点につきましては、ちょうど昭和八十五年に最も高い西ドイツと並ぶ高齢化になるということで、この時点から世界のトップクラス入りになつてまいらね。だらうというふうな考えでおります。

○大橋委員 今の説明のとおり、我が国はもう確実に世界一の老人大國になるわけでございまして、長生きするということが非常に喜ばしいことだと私は思ふわけでございまして、長生きしてもう死んだ方がよいというふうな暗い気持ちになるような社会というものは困る。やはり生きがいがある明るい社会にしていくかといふか、これは、まさに政治であるいは行政を担当する者の責任ではないかと思ひわけであります。

私は老人福祉対策の骨格というものは三つに分かれるのではないかとと思ひます。その一つは、老後の所得保障の問題、二つ目は、老後の健康維持の問題、三つ目は、老人ホーム等の入所施設等の問題ではないかと思ひます。そこで、老後の所得保障については、公的年金制度等の改善に期待しているわけでございまして、また老後の健康維持は、医療サービスの充実、老人保健制度の改善に当面期待しているところでございまして、

この際、お伺いをするわけでございまして、常に老人医療費が問題にされておるわけでございまして、国民医療費に占める老人医療費、またその割合は現在どうなつておられるのか、御説明願ひたいと思ひます。

○岸本政府委員 六十一年度の実績でお答えをさせていただきます。

六十一年度では老人医療費は四兆四千三百七十億円でございまして、国民医療費全体に占める老人医療費の割合は二六%ということでございます。

○大橋委員 老人医療費は、一人当たり平均で見ると、外來、入院はどの程度の割合を占めておるわけでございまして、このとき、先ほど申し上げましたように、日本もちょうど二〇・〇%になつておるわけでございまして、お尋ねの点につきましては、ちょうど昭和八十五年に最も高い西ドイツと並ぶ高齢化になるということで、この時点から世界のトップクラス入りになつてまいらね。だらうというふうな考えでおります。

○大橋委員 今の説明のとおり、我が国はもう確実に世界一の老人大國になるわけでございまして、長生きするということが非常に喜ばしいことだと私は思ふわけでございまして、長生きしてもう死んだ方がよいというふうな暗い気持ちになるような社会というものは困る。やはり生きがいがある明るい社会にしていくかといふか、これは、まさに政治であるいは行政を担当する者の責任ではないかと思ひわけであります。

私は老人福祉対策の骨格というものは三つに分かれるのではないかとと思ひます。その一つは、老後の所得保障の問題、二つ目は、老後の健康維持の問題、三つ目は、老人ホーム等の入所施設等の問題ではないかと思ひます。そこで、老後の所得保障については、公的年金制度等の改善に期待しているわけでございまして、また老後の健康維持は、医療サービスの充実、老人保健制度の改善に当面期待しているところでございまして、

この際、お伺いをするわけでございまして、常に老人医療費が問題にされておるわけでございまして、国民医療費に占める老人医療費、またその割合は現在どうなつておられるのか、御説明願ひたいと思ひます。

○岸本政府委員 六十一年度の実績でお答えをさせていただきます。

六十一年度では老人医療費は四兆四千三百七十億円でございまして、国民医療費全体に占める老人医療費の割合は二六%ということでございます。

○大橋委員 老人医療費は、一人当たり平均で見ると、外來、入院はどの程度の割合を占めておるわけでございまして、このとき、先ほど申し上げましたように、日本もちょうど二〇・〇%になつておるわけでございまして、お尋ねの点につきましては、ちょうど昭和八十五年に最も高い西ドイツと並ぶ高齢化になるということで、この時点から世界のトップクラス入りになつてまいらね。だらうというふうな考えでおります。

た特別養護老人ホーム等に入りたいと思う人が山ほどいるわけでございまして、その需給関係からいくとお粗末の一語に尽きると私は思うのでございします。とは申しまして、大幅に急増してきております高齢化、すなわち寝たきり老人あるいは痴呆老人等の実態から見ますと、このような特養ホームや老人保健施設の建設を幾ら急いでみてもおのずと限界があると私は思うのでございします。

そこで、関心が高まってきているのが在宅福祉の充実強化の重要性であろうかと思うのでございします。また老人の大半の方々が住み慣れた家庭での介護を希望している。これは調査結果を見るまでもないわけでございしますが、現実問題として、寝たきり老人あるいは痴呆性老人等を抱えている家庭介護というものは本当にもう筆舌に尽くせぬ苦勞があるようでございします。その実態がテレビや映画等マスコミを通じて報道され、私どもも深刻な状況をうかがい知ることができわけでございますが、現状は施設入所者の恩典に比較しまして、在宅介護については極めて不利益な扱いにあると言つても過言ではなからうかと思ひます。したがって、寝たきり老人等を抱える在宅介護に関する税制上の優遇措置の大幅改善が切望されるのも当然と思ひますし、我々公明党はこの点を強く主張してきているところでございします。要するに、在宅介護の大変な苦勞に対する支援政策、施策、体制を確立することが急務であるということでございます。

そこで、これらの観点に立てば、デイケア施設あるいはショートステイ施設等の整備を促進していくことだと思つてございしますが、現在我が国の中にあるデイケア施設あるいはショートステイ施設はどのくらいになつてゐるのか、御説明願ひたいと思ひます。

○小林(功)政府委員 在宅施策の中で、今お話しにありましたデイケアサービス事業につきまして、六十三年度では六百三十カ所、つまり二百二十カ所の増を図つております。それからショートステ

イ事業の対象人数でございしますが、六十二年度で四万六千四百人、六十三年度で四万九千七百九十五人、九千九百九十一人の増となっております。

○大橋委員 家庭介護の寝たきり老人あるいは痴呆性老人等のことを思へば、こういうデイケア施設、ショートステイ施設は極めて少ない。何とかこれを早く整備しなければならぬということをお感じするわけでございしますが、今回の改正法案では、民間活力の導入によりまして、有料老人ホームや在宅介護等のシルバーサービス等民間福祉事業に対して低利融資制度を創設するといふものでございします。私はこれには大いに賛成です。だが、民間活力導入に事寄せまして、国の本来の責任を放棄していくようでは大問題である。

実は、イギリスはサッチャー政権になりまして、福祉への公的支出を抑え込んでいく政策を基本的にとつてゐるようでございます。つまり福祉といふものは、民間活力主体であるといふことのようにございしますけれども、それが現在老人ホーム等に顕著にあらわれてきているようでございます。イギリスでは今その民間活力主導政策の功罪が各所で論議されているところでありますが、それがイギリスの雑誌の論文に問題点が詳しく紹介されております。

その一例を申し上げますと、例えば民間有料老人ホームでございしますが、一口に言えば、確かに施設はどんどんふえていった。ところが非常に料金が安い、サービスが悪い、冷たい、質、内容が非常に落ちてゐる、また施設が偏在しているといふ問題等々が出てゐるわけです。その民間老人ホームの定員数がコーンウォール地域では五年間で四百人から千三百人、つまり三倍以上にふえてゐる。また施設も、デイベン地域では六年間で百八十一施設から四百施設へと二倍以上にふえてゐる。サフォーク地域では公的老人ホームの定員が五年間でわずか六%の増しかないので、民間私立老人ホームの定員は五〇%、六%と五〇%という格段の差でございしますけれども、物すごい勢いで増設されていったのであります。問題は、有料の

民間老人ホームは、施設の利用料金が高過ぎる、一般老人は手が届かないといふことでございします。例えば公立の方は、日本円に直すと月に約四万七千円程度なんですけれども、民間の施設は月に約十四万。三倍とまでいきませんけれども非常に高い。高い料金の割にはサービス面が逆に粗雑であるといふことが指摘されているわけです。例えばケアのあり方、あるいはまた職員の負担増、経費増につながつていくような、例えば病気がちな老人だとか手のかかる面倒な老人等は入居時から敬遠されて入りたくても入れない、あるいは入居後も他へ転出させられていくという傾向が強いといふことが言われているのです。また営利主義に走るといふことで、施設が地域に偏在して過剰供給となつてゐるわけでございします。先ほど申しましたように、民間活力を導入することは私は賛成でございしますが、こういうふうになりかねないところばかりに力を注がれて、肝心の老人福祉の精神が後退していくようでは問題だと思つてございします。この点について特に大臣はどのようにお感じになるか、お尋ねしたいと思ひます。

○藤本國務大臣 大橋先生の御心配、今御指摘になつたことにつきましては、今回の法改正にとりまして最も重要なポイントだと思ひます。

私もこれはこれから在宅福祉サービスを充実させていく、そういう方向の中で公的な福祉施設といふものはさらに充実をさせてまいります。ただ、価値観が非常に多様化する中で、公的サービスを上回る、例えば入浴サービスにつきましても、私も現場を見たわけでございしますが、その地区では二カ月に一回でありました。これに対して、その家族の方はせめて一カ月に一回といふことができないか、こういうお話もお聞きしたわけでございします。そういう場合に、公的なサービスの充実を図りながら、一回よりは二回、二回よりは三回、そういうサービスを受けたら、こういう方に対して、こういう二回に対して民間の福祉サービスが対応していくといふことは結構なことではないかといふふうに考えておるわけでございまして、

決して公的な福祉サービスを減らして、その減らした部分を民間の福祉サービスで肩がわりをさせていくといふ考え方は毛頭ないわけでございまして、さらに上回る部分について補充をしていく、こういう考え方であります。

それから、もう一つ大事な点は、せっかく社会保障というものが、スタートは救済といふことであったのが国民全体をカバーする立派な制度になつてゐるわけでございまして、今後公的サービスと民間サービスがお互いに補充し合つて福祉の向上を図つていくわけでありますけれども、その場合に、お金のない人は公的サービスを受けろ、お金のあつた人は民間サービスを受けろ、こういう誤つた方向に走りまゐると、せっかく国民全体をカバーしてきた社会保障といふものがまた逆戻りして救済という役割になつてしまふ。これも極めて大事な問題でございまして、そういうことにならないように十分に配慮してまいる、これが二つの大きな柱であらうと考えておるわけでございします。

○大橋委員 今の大臣の御答弁を聞いていまして非常に安心したのですけれども、今の大臣のお氣持がそのまゝ行政に反映されるように一層の努力を期待したいと思ひます。

それから、在宅介護の支援といふことでございしますけれども、ここで極めて重要視されるのが、今も申しましたデイケア施設、これは一日のうち一定の時間寝たきり老人等を通所施設に受け入れて、入浴とか食事等の日常生活の援助あるいはリハビリ、生活訓練を行うところでございします。またショートステイ施設といふのは、介護を行つてゐる家族の人の病気や急用等さまざまな理由によつて家庭における介護機能が低下するような場合に、短期間寝たきり老人等を受け入れて必要な介護を行うといふところでございまして、この事業の内容から見ますと、その施設は利用しやすい場所に設置されなければならない、これが何より重要な要件だと私は思つてございします。すなわち、その地域の中心的な場所といふ

例えは、東京二十三区の実情を見てまいりますと、小中学校は既にもう十年以上前から空き教室ががらがらしておりまして、幼稚園とか保育園に転用されているところがたくさんあります。ところがその幼稚園あるいは保育園の園児そのものがまた減ってきておるわけですね。これも必要でなくなってきたところがたくさんあるわけです。こういうことで、文部省では社会にそれを活用していただきたいという指針を出しているわけでございますので、老人福祉施設にもそれを改修して活用できるようなことに努力してはどうかということなんですございますが、いかがでしょうか。

○小林(功)政府委員　大橋先生おっしゃいますように、特に在宅福祉サービス、これは住民が利用

ただ小中学校の余裕教室そのものを在宅福祉サービスにいわば転用するということにつきましては、例えばその建物をそのまま使うわけにもいきませんので、施設の構造をどうするか。子供さんの場合とお年寄りの場合は違ふわけであります。例えばお年寄りでいえばスロープとか手すりとか浴室といったものも必要になる。これは具体的な例であります。そういうことで、設備の面をどういうふうに補充、カバーするかという問題でありますとか、あるいは人員配置をどうするかといった問題、それから老人の処遇をどうやって確保するかとかいろいろクリアしなければいかぬ問題が幾つかあるわけでございます。ですから、そういう検討課題を考えまして、今の御提案を貴重な御示唆と受けとめまして、例えば高齢者の生きがい対策への活用といった、そういったものも含めまして、何かいい知恵はないかどうか幅広く研究させていただきたいと思ひます。

○大橋委員　これは所管外の施設を利用する話ですから、そう簡単にいく問題ではないと思いますけれども、将来の我が国の高齢化社会、その実態から考えてまいりますと、先ほど申しましたデイケアとかショートステイ施設等非常に少ないのので、何とかこれをクリアしていかなければならぬ。たまたまそういう地域にこういう余裕教室、空き教室がたくさん出てきたという、これはもうもつてこいではないか。直ちにということは無理でしょうけれども、やはり老人の生きがいの教育の場所にそれを使わせてもらうなどということでは、私は直ちにできる問題ではないかと思えますので、最後に大臣のお気持ちを聞いて質問を終わ

して、行政の福祉サービスに対する質的な問題も

講習会というように資質の向上を図るてお

社会福祉に関する専門家を養成するための社会福祉士と介護福祉士の法律、これもお通しをいただきたまいます。来年度から新しいといういわゆるブローの職員が出るわけでございますが、そういったことで、いろいろ内容、ケースワークあるいは接遇技術といった面での訓練をこれからも大いに充実していきたいと思っております。

○田中(慶)委員　ぜひ今後とも努力をしていただきしたいと思います。

そこで、公的福祉はすなわちナショナルミニマムの観点から内容の充実をさらに図っていかねければならないと思うわけであります。その努力は引き続き厚生省としても行っていたいただいていると思いますし、また行わなければならないと思います。

今いろいろと登場してきておりますシルバーサーピスが公的福祉の肩がわりということではなくして、高齢者の多様なニーズに対応するために、いわば公的福祉の補完的な役割であるということ、私は私も認識しておりますし、先ほども述べられていたとおりでありますけれども、このように解釈してよろしいのでしょうか。

○藤本國務大臣　御指摘のとおりでございます。高齡化社会が本格化する中で、お年寄りに対するサービス、公的な福祉政策というものは、在宅も含めまして充実していかなければならぬわけでございます。そういう将来の方向の中で、民間サービスが公的サービスのかわりに行うということではなくて、補充していく。さらに公的サービスを上回るサービスを選択される方々については、それにこたえていく、こういうことでございますので、その点につきましては、公的サービスが後退しないということでございますし、またそういうことがあつてはならないというふうに考えております。

○田中(慶)委員　ぜひその精神をこれからも貫いてほしい、こんなふうに思います。

そこで、この高齢化対策を進めるに当たっては、政府や公共事業体だけを福祉の供給者とする

のではなくして、公的分野あるいは市場に任せる分野、家庭や地域社会あるいは労働組合、企業、ボランティア等の協力にゆだねる分野等々の役割を明確にしていきたいと思います。

このような形の中で、機能的に結合させて、人間の触れ合いを重視していく社会をつくる必要があると思えますけれども、それぞれこの役割分相を明確にしなから、そして整合性を持たせていく必要があると思えますけれども、厚生省の見解をお伺いしたいと思います。

○藤本國務大臣　まさにそういう考え方が大事であらうかと思ひます。公的サー비스が、民間サービスが育成され、また参入して行く中で後退をするのではないかというような誤解を防ぐ意味でも、役割分担をはつきりして、それぞれ対応していくという考え方が極めて大事であらうと思ひます。

○田中慶委員　やはりお互いに役割分担を大切にするのが地域に根差した福祉という形になるわけですから、これからもぜひそのことを考慮してやっていただきたいと思います。

そこで、例えば民間のシルバースーパースも公的分野との連携なくして正しく発展することはできないと思います。例えば入浴サービスを実施する会社があつたとしても、一回につき一万円以上にしないと、家庭から直接受注するのはなかなか難しい、また採算もとりにくいというので、自

○小林功 政府委員 シルバーサービスを健全に
 治体からの委託の形態をとらざるを得ないのが実
 態であります。そこで国と地方公共団体が連携を
 とり、民間のこれらの業者に対する指導、育成
 等々が必要だと思えますけれども、これらに対し
 てどのように行われているでしょうか。

すが、ここで倫理綱領の策定等を初めとするいはば自主的な取り組みをお願いしているところでございます。

○田中(感委員) シルバーサービス振興会というもの
ものが設立されているわけですから、そういう点
ではぜひお互いに連携をとってやっていただきた
い。強く要望しておきたいと思います。

そこで、実は行政が民間事業者に協力し、シルバースービスを健全に育成しながら高齢者に適切なサービスを提供していくようにすることが大切であることは言うまでもありません。しかし、その際問題になるのは、行政が過度の規制を行うことがある、それがかえって逆効果になって民間の活力を失わせるような状態も幾つか指摘をされているわけでありますが、この辺に対する配慮も必要ではないかと思えますけれども、どのようにお考えになっておりますか。

○小林(功)政府委員 実は、昨年十二月に福祉関係の三つの審議会の合同企画分科会におきまして、このシルバースービス問題を議論していただきまして、その意見具申の中に、まず第一に、「市場機構のもとで対価を得て行う事業については、購買者としての高齢者の選択が可能であり、」第二に、「これらの事業のうち高齢者を入居させ、生

活の大部分をその場で営ませる施設を経営する事業については、設置についての届出義務を課す等の法的関与が既に行われているということから、現時点においては、これ以上の法的規制を行う必要はない」ということがあるわけでありました。我々はこれは非常に妥当な意見申だと思いま

す。そこで、我々といしましては、民間事業者の創造性あるいは効率性を損なうことのないように十分配慮しながら、国、地方の行政による適切な指導あるいは自主規制ということでやってまいりたいと思っております。

○田中(慶)委員 民間企業もあるいは事業者もそ

のないようにして、お互いに共存共栄をするように努力をしていただきたい、このように要望しておきたいと思っております。

そこで、シルバーサーブスは今後もいろいろな形で普及していくと思います。その際、高齢者側にしてみれば、受動的な面ということも、とすれば情報不足ということになりがちな面が出てくるわけであります。また利用者側からしてみれば、シルバーサーブスに対してさまざまな苦情や不安も発生することが当然考えられるわけであります。現在国の補助で都道府県に対しシルバー一〇番を設置しているわけでありすけれども、この状況と今後の対応についてお伺いをしたいと思います。

○小林 功 政府委員 御指摘のありましたような住民のニーズが非常に高いことを我々考えまして、実は今お話のありましたように、六十二年頃から俗にシルバー・一〇番と呼ばれています高齢者総合相談センターの設置に踏み切ったわけでございます。六十二年度に十五カ所設置いたしまして、今年度、六十三年度も十五カ所、それで六十四年度には残りの県を全部設置して、要するに全県一カ所のセンターができるということで整備を進めてまいりたいところであります。

○田中（慶委員） このシルバー——○番というのは、お年寄りにとつてみればそれぞれ支えになるわけでありますから、ぜひ設置したということだけではなくして、またフォローしながら問題の点々が出てきたら、その解決にも努力をしていただきたい。要望しておきたいと思います。

実は、高齢化社会を迎えるに当たって、シルバーマーケットと言われるように、あらゆる領域で民間事業者が参入する機会をうかがうようになっていくわけがあります。良質の民間福祉サービスに公的な支援を行っていくといっても、このように公的な支援を行っていくにしても、このような対象は今回の法案では政令事項となっているわけであります。その場合、多様化するサービスのなかでどのようなサービスを公的に支援していくのか、良質の民間福祉サービスだけではわかりにくく

いわけであります。そこで、どのようなものを公的に支援をするあるいはサポートするというようにお考えになっているのか、明確にさせていただきたいと思ひます。

○小林(功)政府委員 シルバーサービス全般についてこれから健全に育成していくわけでございしますが、今回お願いしております融資の対象といたしましては、現在考えていますのは、有料老人ホーム、在宅介護サービス、それから入浴サービス、これを頭に置いていくわけでございます。

○田中(慶)委員 老年寄りがいろいろな形で生きがいとかさらにはまた楽しみにしているのが今言われた問題のほかに、やはり食事というものが、そういう点ではお年寄りも我々も食べることに對しては非常に楽しみであり、これからの対象項目として、やはり給食の事業等々についても、高齢者に専門部門として普及していくべきではないか。こういう場合においても、私は今回の対象の中に入れてもいいのではないかな、こんなふうに思ひますけれども、いかがでしょうか。

○小林(功)政府委員 何を融資対象にするかという判断でございすけれども、確かに将来の課題としては、先生おっしゃったような在宅老人向けの給食サービス事業があると思ひますが、まあ実態を踏まえながらそれは採択していくということとでございすので、当面はさつき申し上げた三つでスタートをさせていただきたいと思ひます。

○田中(慶)委員 給食サービスというのは、高齢化社会あるいはまた高齢者の人たちにとっては非常に大切なことで、地域で私たちの仲間もボランティアで給食サービスをしたりいろいろなことをしているのです。そういう点ではやはり専門的にならぬと、余り量がたくさんあつてもいけないわけでありまして、そういう点では、メニューの問題とかいろいろなことを考えてみますと大変重要なことであると思ひますし、また受ける側に見ても非常にこれを楽しみにしているわけですね。そういう点では、せっかく今回の制度ができていますわけですから、将来考えるということではなくして、

て、こういう項目もぜひ検討していただきたいし、この対象の中に入れるべきではないか、私はこんなふうに思ひますけれども、大臣、どうですか。

○藤本國務大臣 去年の暮れ私が施設を視察に行きましたときに、給食事業に非常に力を入れてやっております。いろいろお話を承りまして、今田中先生が言われたようなことを感じておりますので、ぜひ検討してみたいと思ひます。

○田中(慶)委員 ぜひお願いしたいと思ひます。やはりこれからの老後というものは、一番大切なことは仲間づくりであるとか健康づくりであると思ひます。そこで健康づくりの面で公的な施策の充実と施設の充実ということが必要であると思ひます。さらにはまた民間サービスの育成ということも必要であると思ひます。私は、老人医療の抜本的な解決というのは、やはり健康医療的な形、スポーツ医療的な形を一番大切にしなければいけないであらう、こんなふうに考えているわけでありまして、そういう点では、この民間サービスの育成というものが今回大変重要視されているわけでありまして、そういう点での健康づくりの面からあらゆるメニューを検討する必要があるであらう。その一つには、私は、スポーツをやってきたもので、スポーツ等についても、今のスポーツは極端なことを言えばお金がかかり過ぎるわけでありまして、具体的に老年寄りの人たちが何かスポーツをしようとしても金がかかり過ぎる。そういう点では公的施設とかあるいは公的な施策として健康づくりの面をもっともつと考へていかなければいけないし、それを肩がわりする民間についても育成する必要があると思ひますけれども、これはどうでしょうか。

○北川政府委員 これからの高齢化社会に向かつて健康づくりというものは非常に重要な意義があるということで、厚生省といたしまして、昭和五十三年度から自分の健康は自分で守るという基本的な考え方のもとに、適切な栄養、それから運動、休養、このバランスのとれた健康づくりを展開しておるところでございます。

今委員御指摘のように、そういうものを公的な体制だけではなくて、もっと民間の機能も活用して、広くこの運動を展開したい、こういうことで昭和六十三年からはアクティブ80ヘルスプランというところで、第一は運動指導員の養成、それから民間の健康増進施設に對し、社会福祉・医療事業団の融資等を活用することによって民間の健康増進の機能を育成することを進めておるところでございます。

○田中(慶)委員 ぜひ努力をしていただきたいと思ひます。今高齢化の問題を考える上で一番重要なことは、例えば寝たきりなど同じような状態にあるものへのサービスでも利用者の負担が大きくなるというわけであります。予算委員会に私ども民社党の要求にこたえて厚生省の提出していただいた資料によれば、一月当たりの国庫負担額、病院の場合は十六万五千円であり、特別養護老人ホームの場合八万五千五百円、在宅では六千八百円と大きな差があるわけでありまして、制度の仕組みが違つてしまえばそれだけの問題でありまして、お年寄りや国民の側から言へば、入院させた方が得だ、こういう感覚にならないために、国民の負担のアンバランスを今後どのようにに検討されていくのか、お伺いしたいと思ひます。

○小林(功)政府委員 先生も十分御承知のこととでございすけれども、老人医療というのは、主として保険医療財源で賄われておる。老人の一部負担は健康への自覚、適正な受診、世代間の負担の公平等々勘案して定められておるわけでありまして、一方、特別養護老人ホームの措置費は公費で賄われておりまして、その費用徴収は所得に應じて行われる、そしてさらに在宅サービスにつきましては、それぞれの制度に應じた必要な費用徴収が行われているところでございす。このように制度の沿革、財源、サービスの内容等が非常に異なりまして、なかなか簡単な話ではございませうけれども、今後医療及び福祉の制度体系の見直しも踏まえながら費用負担の整合性についても検討してまいりつもりでございます。

○田中(慶)委員 大臣、これから長寿社会というものが出てまいりますし、こういう負担のアンバランスというものは、やはりこれからの制度、政策の中で見直しをしていく必要があると思ひますので、ぜひ今後とも検討をしておいていただきたいと思ひます。

そこで、これは最後になるわけでありましてけれども、実は私もかねてから一つの対策として、寝たきり老人介護減税とかあるいはまた介護休暇制度の創設を提唱しているわけでありまして、これは大蔵、労働の所管でありますけれども、長寿社会をこれから頭に描きながら、そして当然こういう問題については、これから後継者の人たちがあられるいはまた多くの人が大変不安を感じるから、この大きな課題だと私は思ひます。そこで、厚生大臣として、これをバックアップしながら、この制度が実現できるような形で努力をしていただけないかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○野呂委員(長代理退席、委員長着席) 藤本國務大臣 基本的には関係省庁で検討すべき問題でございすけれども、寝たきり老人介護問題は極めて重要な問題でございすので、インセンティブをつくるという意味から、このような御提言の問題につきましては、極めて重要な問題だと思ひますので、私も十分に努力をしてまいりたいと思ひます。

○田中(慶)委員 時間の関係でこれで終わりますけれども、長寿社会あるいは福祉、こういう関係の点から考へてみますと、やはり大臣が一番相手を説得しやすいわけだし、所管として確かに財源的に言えば大蔵でありまして、休暇制度になれば労働省でありますけれども、言い出しつべしといふんだというところを提唱するには、大臣が一番相手に對して説得しやすい立場にあるかと私は思ひますので、ぜひ今後とも努力をしていただきたいというところを要望申し上げ、時間が参りましたので、

で、終わります。

○稲垣委員長 田中美智子君。

○田中(美)委員 厚生省から「養護老人ホーム、特別養護老人ホームの推移」というのをいただきました。この数字で見ますと、特別養護老人ホームは少しづつ箇所もふえておりますし、定員もふえております。しかし養護老人ホームはずっと足踏み状態で、六十年には二カ所減っておりますし、その後ふえていない。それから定員数も減ってきています。五十一年度と比べまして定員数も減ってきていますが、これはどのように考えて、こういう結果になったのでしょうか。

○小林(功)政府委員 養護老人ホームにつきましては、実は十年ぐらい前から大体横ばいの感じで推移しているわけでございますが、それは当時、最近でも余り変わっておりませんが、養護老人ホームにつきましては、定員割れがかなりあったということがございます。それから当時から、寝たきり老人等の増加に対応するために、特別養護老人ホームを急遽整備しなければならぬ、そういう需要もございました。それからもう一つは、やや減っているというお話がございましたが、これは実は大部屋解消を養護老人ホームの場合にはやりたいということで、同じ施設の中で大部屋を個室にするといった方向の改善をしてきたものですから、そこら辺が相重なりましてこういう状況になったと理解しております。

○田中(美)委員 定員割れがあるなどということは、特殊なところにはそういう現象が起きたかも知れませんが、これは詭弁としか私には考えられません。例えば東京都だけを見まして、厚生省に伺いましたら、どれぐらい待機しているか、どれぐらい入所したいという人がいるか、数字がつかめないというふうなお答えでしたので、お聞きしても仕方がないと思うのですけれども、東京都の議会に聞きましたところが、養護老人ホームでは今申請を出した人が九百二十五人入らずに待っている。特養老人ホームに至っては三千百八十一人が申請して、待っているということ

です。一般の庶民の中には、とても老人ホームにはなかなか入れないのだ、ですから、とても長い期間待たなければならぬといううわさが立っておりますので、行きたいけれども、まだ申請は出していないという人まで考えますと、相当の人がいるというふうに思うのです。こういう状態に對して、定員割れがあるから、この十年間足踏みだなんというところは、一般庶民からすれば、老人ホームはふえているんじゃないかとだれでもが思っているのです。ところが実際は二人部屋をつくらうとか何かというふうないろいろな理屈をつけて定員数が減っているということは驚くべきことだと私は思います。こういうものを放置したまま今回の法案の改正によって民間に融資をするということは、民間に融資することがすべて悪だということには私は思いませんけれども、こうしたものを放置したまま展望もなく民間の方にいくということは、前からの先生方の話がありましたように、公的なものの責任を放棄して、すべてを民間に託していくという方向に向いているのだというふうな感じを受けるのですが、その点はいかがでしょうか。

○小林(功)政府委員 御質問をお聞きしながら、ちょっと誤解されたのじゃないかと思っておりますので、改めて申し上げます。

つまり特別養護老人ホームは非常に需要が高く、精力的に整備を進めてきたわけでございまして、ちなみに、六十一年度は千七百三十一カ所、定員十二万七千余というところで、五十一年時点に比べますと二・八倍、人員でいきますと二・六倍ということになっておるわけでございます。さっき申しましたのは、十年ぐらい前の段階における養護老人ホームの実態をお話ししたわけでございまして、特養については随分急ピッチで整備が進んでおるし、またこれからも進めたいと考えております。

ちなみに、今そういう公的な部門を疎外しておいて民間に融資するとは何だという話でございしますが、特別養護老人ホームの例で申しますと、

我々はこの数年来毎年百二十カ所、定員で申しますと八千人程度の増床を図ってまいりました。このペースを落とすことなくこれからも続けていきたいというふうに考えておりました。二十一世紀に入りまして七十五年には全部で二十四万人、今の大体倍近くになりますが、その整備をしたいというところでありますので、公的部門の充実をはさらに拡充する、その上で多様化するニーズに対応するために、民間事業者に対しても、良質な民間事業者を育てるという意味で低利の融資をしたい、こういうことでございしますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○田中(美)委員 ちょっと話が食い違っているのですけれども、特別養護老人ホームは確かにふえています。これはすべてではないかもしれませんが、けれども、せっぱ詰まった人たちがですね。実際に高齢化しまして、老齢化が幾つとは言いませんけれども、六十五歳、七十歳になられても健康である、しかし毎日の買い物とか食事、掃除、洗濯とかいうものがだんだん面倒になってきている、こういう方たちは養護老人ホームに入りたい、これがやはり一番養護老人ホームに求められている減っているということを私は申し上げたのであつて、特養老人ホームのことを今言ったのではないわけです。

そういう意味で、この養護老人ホームは必要なのではないかというふうに言いたいわけですが、時間がありませんので、少なくともこの数字では、このまま展望もなく、今後特養は進めていく、しかし養護老人ホームの方は減つていっているというところは非常に問題だというふうに思っています。

それで、次の質問に移りますが、三年前の八五年九月号に朝日生命が「経済月報」というものを出しております。これを一部分読んでみます。「西暦二〇〇〇年のシルバー市場」というレポートなんです。「六十才以上のシルバー人口は、八五年で千七百六十万、二〇〇〇年で二千七百五十万人(総人口の二・五%)と予測、これを消費市場で

とらえれば二十三兆円から百四十六兆円に膨れる」と分析し、「シルバー世帯はなかなかの金持ち、人口の高齢化にともなうシルバーマーケットの拡大、規模が大きいだけにその魅力も絶大」、このように述べています。「今後、各企業がどのようにこの巨大マーケットに対応していくか、今後の展開には目が離せない」、このように書いています。

これは明らかに大手の企業から、これからの金もつけの対象として、シルバー世帯は多少の小金も持っているし、年金も持っている、これをどう使おうかということ、これがすべて悪いとは思いませんけれども、このレポートに対する問い合わせは、大きな商社や大手建設会社、いろいろな会社、百数十社から朝日生命に問い合わせが殺到しているというわけですね。こういうのを見ますと、やはり養護老人ホームを、国はこの十年間というものの国民の要求がこれだけあるにもかかわらず、これを十分に進めてこなかった。十分どころかむしろ後退しているのではないかと。そういう中で、結局民間の大企業が高齢者の衣食住だけでなく、知遊健と言っていますが、知は知識を求めるといふこと、遊は遊びたいというレジャーの問題、健は健康ですね。衣食住、知遊健すべてをねらつて、こういう状態の中で、公的福祉というものをきちんと前進させていく保障があるのかどうか非常に疑問に思うのですが、この養護老人ホームについて、そういう観点からお答え願いたいと思っております。

○小林(功)政府委員 まず、養護老人ホームの性格でございしますが、先生十分御承知だと思えますけれども、心身の状況とか家庭の状況によって家庭にいられない、施設に入らなければならぬという方でありまして、かつ低所得だということでございます。ですから、そういう意味でどれだけ需要があるかということになるわけでございしますが、最近、聞くところによりますと、数はともかくとしまして、東京都は確かに養護老人ホームの入所希望があるように聞いております。ただ、全

○小林(功)政府委員 今回の改正につきましては、既に提案理由の御説明のときにも申し上げましたとおり、人口の急速な高齢化、家庭における介護能力の低下、年金制度の成熟化等に伴ってシルバーサービスを健全に育成するという観点から行う、これは提案理由で申し上げたとおりでございます。したがって、融資対象につきましても、当然のことながら、この改正の趣旨に沿った範囲のものに定めるべきものと理解しております。したがって、どこにでも貸せるというような性格のものではないと我々は理解をしております。

○田中(美)委員 ベビーホテルのようなものでも融資するということが結果的には可能になるのでしょうか。

○小林(功)政府委員 提案理由で御説明した範囲からは逸脱すると思えます。

○田中(美)委員 最後に、アメリカからの融資が入ってくる、こういう場合は、もちろんアメリカの資本が入ってきて悪いとは言いませんけれども、これはアメリカ的なものになるという心配をするのですが、その点はどうかお考えでしょうか。

○小林(功)政府委員 今回の融資は、我が国において行われるシルバーサービスである限りにおいては、今お話がありましたように、外国の企業の出資があるかないかといった点に関係なく対象といたします。いたしますけれども、しかし同時に、今度の融資というものは、一定の融資基準に該当する質のいい優良な企業に絞るというようにしておりますので、いわば審査基準をはつきり決めまして融資対象を決めますので、悪質などといったか、質の悪い企業に対しては融資は行われないうふうな御理解いただいて結構でございます。

○田中(美)委員 悪質であるか悪質でないかというの、極端な場合には、これはだれの目にもわかりますけれども、やはりその人間の尊厳をきちんと守っていくという観点からしますと、大臣と私とは考え方が、悪質か悪質でないかというところと変わってくるように思うのです。

私は三カ月アメリカの老人ホームや老人シテイーをずつと見て回りました。そこで見ましたアメリカのナースィングホームというのは、まるでスパーのようで、それこそ例えばウィスコンシンナシナシグホームというような名前がついていて、これはその町の名前がついていてるのであって、名前は違いますが、一つの資本で一つの企業が全国に三百、五百というナースィングホームを持っているわけですね。ちょうどダイエーとかユニーなどが全国にあるようにずつとある。そして私の見たところはもうほとんどそうでしたけれども、一階、二階、三階と値段が全部違うのです。そこで食べるものから部屋の大きさ、全部違うのです。ワンフロアだけはいわゆる生活保護のようなのも一つある。ですから、ずつと一階一階見ていきますと、本当に地獄のさたまで金次第という感じで、本当に悲しい思いを私はしました。

アメリカの老人シテイーは、それはもうつかの間の天国。元気な人たちは本当に毎日水泳をし、ゴルフをし、いろいろなことで楽しんでいられます。一たび足腰が立たなくなりましたら、すぐそうしたナースィングホームにばつと飛ばされてしまふ。金のある者は上の階の非常に広い応接間もあるような部屋に入ってもらえますけれども、そうでない階の人たちというのは、本当に惨めな、私たちのような外国から来た見学者に泣きついて、自分の生まれたニューヨークに帰りたい、帰りたいと言つて私に泣きついて、涙をぼろぼろ流す老人などのことが今私は忘れられないわけです。アメリカの資本が入ってきたらすべてそうなるとは言いませんけれども、民間に託す場合には、利潤追求が主になりますとそういうことになりかねません。そういうアメリカのナースィングホームは、アメリカ人の主義を非常に正直といえますか、はつきりと、このナースィングホームは利潤を目的としたところでございますというふうにしてきつちりと見せてくれる、正直に見せてくれるのです。

それで、公的なものというのは、本当にこれはもう九八%が黒人でした。これは七、八年前です。で、今少し変わっているかもしれないけれども、それでも個室でした。そこには着物も何も着ないでおしめだけしたお年寄りがベッドの上に転がっているのです。もちろん冷暖房がありませんから、いいじゃないかと云う人があるかも知れませんが、やほりそこには人間の尊厳というのとはどうなっているんだ。ほけてしまえば何もわからないか。そんなことは絶対にありません。

私事ではありますけれども、今私の九十一歳のしゅうとが病院を出たり入ったりしております。ほとんど行かない息子の顔も忘れるというふうな形で老衰しておりますけれども、それでもおしめをかえるときには、私たち兄弟が周りにおりますと、一生懸命に着物を下へ下げようとするのです。私はそういうのを見ていまして本当にかわいそうだと思うのです。ですから、例えば姉がおしめをかえているときには、私たち兄弟はその座をちよつとよめます。母から見えないところに رفتっているのです。そこまですべて人間には、自分でなつてみなければわからないかもしれませんが、そこには最後まで人間の恥じらいもあるべきではないか。そういうものがきちつと守られるような、そういう老人ホームでなければならぬと思ひます。

今の公的な養護老人ホームは、排せつの場合でも何の場合でも、これがすべて人の前にさらけ出されている。三年前に国際社会福祉学会が東京であったことは御存じだと思いますけれども、そのときに日本の老人ホームを見られた外国人の人たちが大変に驚いたというのは、一定の時間になるとだあつとおしめをかえる、そのときには足を全部上げたままおしりがずらつと並ぶ、それを次々とがして行く、次々とおしめをして行く。これを見て、日本は野蛮国だということを国際社会福祉学会で語られたということを大臣に私は申し上げまして、最後に大臣に、人間の尊厳について、こ

れをしつかり守るような福祉行政、特に養護老人ホームについての御決意をいただきたいというふうに思ひます。

○藤本國務大臣 人間の尊厳という問題は極めて根本的な問題でございます。これは仰せのとおり十分に守るべきものであることは申し上げるまでもありません。

それから、特別養護老人ホーム並びに養護老人ホーム、さらには有料老人ホーム、これらの施設につきましては、今後の高齢化社会の進展に伴いまして、内容を十分に充実していかなければならない、そういう問題であらうかと思ひます。

また、アメリカの例を引かれたお話もございましたが、広い意味でのシルバーサービス、公的サービスの問題につきましては、これは今後の課題でございますけれども、我々としては民間サービスでもって公的サービスを代替していくという考え方は毛頭ございません。公的サービスは今後とも十分に充実させていく。そういう中で、さらにそれを上回る選択がある場合については、それは民間のサービスで対応するということは結構なことだというふうに考えております。

○田中(美)委員 在宅ケアの問題に時間がなくて触れることができませんでしたが、民間に融資することによって公的なものを削るということはないとおっしゃいました。これからどんどんニーズが高まってくるのに、それを抑えながらいく、今の不十分なものに十分しない、そして民間の方に融資をしていく。その民間の指導がどれだけのものかというようなことを考えますと、共産党・革新共同はこの法案に賛成することとはできないことを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○稲垣委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○稲垣委員長 日本共産党・革新共同から討論の申し出がありますが、理事会において協議の結果

果、御遠慮願うことといたしましたので、さよう御了承願ひ、直ちに採決に入ります。

社会福祉・医療事業団法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲垣委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○稲垣委員長 この際、本案に対し、野呂昭彦君外三名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の四派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。永井孝信君。

○永井委員 私は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

社会福祉・医療事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一 高齢者に対する公的施策については、公的サービスの役割を明らかにする観点から、ホームヘルパーの派遣、デイ・サービス事業等、在宅福祉施策の拡充、特別養護老人ホームの計画的な整備等、今後とも一層の推進を図ること。

二 シルバーサービスについては、劣悪なサービスの提供により、国民不信を招くことのないよう、国・地方の密接な連携のもとに、高齢者の福祉を第一義として良質のサービスが提供されるよう民間事業者を指導すること。

三 国は良質なサービスの供給を保障するた

め、民間部門の指導基準となるべきガイドラインの策定について検討すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○稲垣委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

野呂昭彦君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲垣委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。藤本厚生大臣。

○藤本国務大臣 ただいま御決議になられました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、努力いたす所存でございます。

○稲垣委員長 お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲垣委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○稲垣委員長 次回は、来る五月十日火曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後零時四十一分散會

昭和六十三年五月十四日印刷

昭和六十三年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K